

企業局ネットワーク機器賃貸借

仕様書

宮崎県企業局

## 仕様書

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に締結する「企業局ネットワーク機器賃貸借」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第1 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、乙において充足するものとする。

### 第2 機器の仕様

機器については、既設機器との管理を一元化するため、アライドテレシス製品とし、指定した機器と同等以上の性能を有するものを納入すること。

#### 1 L3 スイッチ AT-x330-28GTX 1台

- (1) ネットワークインターフェース：10GBASE-T, 5GBASE-T, 2.5GBASE-T, 1000BASE-T, 100BASE-TX, 10BASE-T
- (2) ポート：RJ-45 コネクタ 26 以上, SFP スロット 2 以上
- (3) VLAN：ポートベース, IEEE802.1Q タグベース, IP サブネットベース, プロトルベース
- (4) QoS：IEEE802.1p
- (5) SNMP：SNMPv1, SNMPv2c, SNMPv3
- (6) RIP：RIPv1, RIPv2
- (7) OSPF：OSPFv2
- (8) スイッチ容量：232Gbps 以上

#### 2 L2 スイッチ① AT-x230-28GP 4台

- (1) ネットワークインターフェース：1000BASE-T, 100BASE-TX, 10BASE-T
- (2) ポート：RJ-45 コネクタ 24 以上, SFP スロット 4 以上
- (3) VLAN：ポートベース, IEEE802.1Q タグベース, IP サブネットベース, プロトルベース
- (4) QoS：IEEE802.1p
- (5) SNMP：SNMPv1, SNMPv2, SNMPv3
- (6) PoE 最大供給電力：1ポートあたり 30W, 装置全体 370W 以上

#### 3 L2 スイッチ② AT-x230-52GP 2台

- (1) ネットワークインターフェース：1000BASE-T, 100BASE-TX, 10BASE-T
- (2) ポート：RJ-45 コネクタ 48 以上, SFP スロット 4 以上
- (3) VLAN：ポートベース, IEEE802.1Q タグベース, IP サブネットベース, プロトルベース

- (4) QoS : IEEE802.1p
- (5) SNMP : SNMPv1, SNMPv2, SNMPv3
- (6) PoE 最大供給電力 : 1ポートあたり 30W, 装置全体 740W 以上

### 第3 賃貸借及び保守期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日までの60ヶ月とする。

### 第4 据付調整

#### 1 機器の設置

- (1) 既設ラック内に設置すること。
- (2) ネットワーク機器等の更新の際に、企業局庁舎内のネットワークを停止する場合は、甲の閉庁日又は夜間に実施すること。詳細については、契約締結後、打合せにより決定する。

#### 2 機器の設定

- (1) 既設と同様に動作するよう設定、確認を行うこと。主要な設定は以下のとおり。
  - ア. ポート VLAN 設定 (L2、L3 スイッチ)
  - イ. タグ VLAN 設定 (L2、L3 スイッチ)
  - ウ. ルーティング設定 (L3 スイッチ)
- (2) 既設の設定に関するデータ等は、契約後に提供する。
- (3) 現在運用中のネットワーク監視装置 (Vista Manager EX) で、監視が継続できるよう設定を行うこと。

#### 3 作業完了の期限

据付調整作業については、令和4年11月30日までに完了させること。

### 第5 機器の設置場所

宮崎県企業局庁舎 宮崎市旭1丁目2番2号

### 第6 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、機器材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。

### 第7 補償及び保守

- 1 契約書第8条第3項に規定する体制について、乙は保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること（保守体制の連絡、報告等については、別紙の連絡体制表による）。
- 2 甲からの障害の連絡や問い合わせの受付時間は平日午前9時から午後5時とする。

- 3 乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を無償で使用できるよう措置するものとする。
- 4 物品を交換する場合は、交換前と同様に動作するよう設定、確認を行うこと。
- 5 ネットワーク構成の変更等により、設定の変更が必要な場合は、甲の指示により変更を行うこと。

## 第8 提出書類

下記の書類を書面にて1部提出すること。あわせて電子ファイルを保存したCD-R等を1部提出すること。なお、電子データによる納品について、Microsoft Word 2019、同 Excel 2019、同 PowerPoint2019 で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、作成時点で最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトによりチェックを行い納品すること。また、納品後、甲において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 機器の仕様書  | 据付調整完了後 |
| 2 機器の設定書  | 据付調整完了後 |
| 3 機器台帳    | 据付調整完了後 |
| 4 運用マニュアル | 据付調整完了後 |

## 第9 その他

- 1 機器の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、これを機器の製造業者との間の契約によって担保していること。
- 2 本仕様書に記載のない事項、又は記載事項に疑義が生じた場合は、乙はその都度甲と協議するものとする。
- 3 契約書第12条第2項で定める機器の返還については、乙が機器の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途、甲の指示に従うこと。また、機器の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。